

圏央道幸手インターチェンジ 3月29日(日)いよいよ開通



市では、圏央道幸手インターチェンジの開通を記念して「圏央道ハッピーハンドウォーク2015」を開催します。

参加費は無料です。ぜひ、ご来場ください。



圏央道ハッピーハンドウォーク2015

とき 3月22日(日)午前9時～午後2時(小雨決行)

ところ 圏央道幸手インターチェンジ周辺

開通前の圏央道上をウォーキング

開通前の高速道路を歩くことができる貴重な機会です。ぜひ、ご来場ください。

※物産展も開催します。

時間 午前9時～午後1時

※最終受付は午前11時30分まで

※当日、イベント会場には、自転車・バイクの駐輪場はありますが、車の駐車場の準備はありません。

▼無料シャトルバスをご利用ください。

幸手駅発(約10分)

北公民館発(約10分)

圏央道幸手インターチェンジ 開通記念映像の参加者募集中

みなさんのダンスによりインターチェンジの開通記念映像を作成します。楽しく踊って幸手を盛り上げましょう。

撮影時間 3月22日(日)午前10時～午後2時

※所要時間：1組約10分

参加資格 市内在住・在勤・在学の個人または団体
概要 AKB48の楽曲「心のプラカード」に合わせ、担当パートごとにダンスを踊ります(完成映像はインターネットで公開予定)。

応募方法 3月5日(木)までに市ホームページ(<http://www.city.satte.lg.jp/>)または各公共施設で配布している応募用紙にて

※現在も圏央道の開通に向けた工事が進められています。上記イベントの詳細については、各公共施設の掲示板やチラシ、市ホームページなどをご覧ください。

問合せ 都市計画課 ☎(43) 1111 内線 564・FAX(43) 7656



国勢調査 調査員を募集

10月1日、5年に一度の国勢調査が実施されます。全国一斉に行われるこの調査は、国内に住むすべての人と世帯を対象にした国の最も重要な統計調査です。

今回の調査では、従来の調査票記入による回

答に加え、初めて、全世帯を対象としたパソコンやスマートフォンによるオンライン調査が実施されます。

市では、調査票配布などの調査業務に携わっていただける調査員を以下のとおり多数募集しますので、ご協力をお願いします。 問合せ 政策調整課情報統計担当(電算室) ☎(43) 1111 内線 683・FAX(43) 1122

応募要件 つぎのすべての要件に該当する人

- ・市内在住の20歳以上の健康な人
- ・調査活動に熱意を持ち、責任を持って調査事務を遂行できる人
- ・秘密の保護に関し信頼のおける人
- ・税務・警察・選挙に直接関係ない人
- ・暴力団員でない人および暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しない人

活動期間 8月下旬～10月下旬

職務内容 調査員説明会への出席、調査の説明や調査票などの配布・回収・整理・提出など

報酬 約30,000円～40,000円(1調査区40～80世帯。調査世帯数、地域数により変わります。)

申込み 申込書に必要事項を記入の上、5月29日(金)までに電算室へ持参してください。

※申込書は、市役所総合案内、電算室、政策調整課、ウェルス幸手、各公民館のほか、市ホームページ(<http://www.city.satte.lg.jp/>)でも配布しています。

※調査の詳細については、国勢調査2015キャンペーンサイト(<http://kokusei2015.stat.go.jp/>)をご覧ください。

公的年金からの特別徴収(年金天引き)制度

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市・県民税について、これまでも年金から特別徴収で納めていただいていた人は、2月の年金から徴収させていただいた特別徴収の額と同額を、4・6・8月の年金から徴収(仮徴収)します。

また、平成27年度の年額が7月(市・県民税は6月)に確定した後、すでに4～8月に仮徴収で納付した額を年額から差し引き、その残額を残りの10・12・翌年2月の3回の年金から徴収させていただきます。

▼平成27年度年額が66,000円の場合のモデルケース

年額66,000円〔7月(市・県民税は6月)に決定〕		特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
前年度2月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月	
10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	12,000円	12,000円	12,000円	

2月と同額を納付

年額66,000円から4～8月で納めた30,000円を差し引いた残額36,000円を3回に分けて納付

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線 144、147
FAX (43) 3835

4月からの保険税(料)の特別徴収について

①現在、保険税(料)を特別徴収で納めていただいている人

2月の年金から徴収した保険税(料)と同額を4・6・8月の年金から仮徴収させていただきます。

②平成26年4月2日から平成26年10月1日までの間に、つぎに該当した人

保険税(料)を4月から特別徴収させていただきます(該当した人には「特別徴収仮決定通知書」を3月下旬に郵送しますので、内容をご確認ください)。

- ・同じ世帯の国民健康保険の被保険者が全て65歳～74歳になった人
- ・後期高齢者医療制度に加入した人(75歳になった人や転入などの住所変更により加入した人など)

※国民健康保険の被保険者で、平成27年度に75歳になる人および特別徴収の中止届を提出した人などは、普通徴収(納付書または口座振替)により納めていただきます。

※なお、特別徴収の対象となった人でも、申請をすることで特別徴収を中止し、普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。中止届の詳細については、お問い合わせください。

介護保険料

問合せ 介護福祉課 ☎(42)8444
FAX (43) 5600

4月からの保険料の年金天引きについて

①現在、保険料を特別徴収で納めていただいている人

2月の年金から徴収した保険料と同額を4・6・8月の年金から仮徴収させていただきます。

②平成26年4月2日から平成26年10月1日までの間に、つぎに該当した人

保険料を4月から特別徴収させていただきます(該当した人には「平成27年度特別徴収開始のお知らせ」を3月下旬に郵送しますので、内容をご確認ください)。

- ・65歳以上で、すでに老齢・退職年金などを年額18万円以上受給している人
- ・65歳到達後に、新たに老齢・退職年金などを年額18万円以上受給した人
- ・65歳以上で、老齢・退職年金などを年額18万円以上受給している人のうち、住所変更を行った人

※特別徴収への変更手続きの必要はありません。なお、年金からの特別徴収を本人の希望で中止することはできません。

市・県民税

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線 133
FAX (43) 1125

4月からの市・県民税の年金天引きについて

○現在、市・県民税を年金から特別徴収で納めていただいている人

2月の年金から徴収させていただいた市・県民税と同額を4・6・8月の年金から仮徴収させていただきます。

※市外に転出された場合、介護保険料の年金からの特別徴収が停止された場合や特別徴収される市・県民税が老齢基礎年金などの額を超える場合などは、公的年金等からの特別徴収が停止となり、納付書または口座振替により納めていただきます。なお、年金からの特別徴収を本人の希望で中止することはできません。